

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

檀原市福祉事務所長

審査請求人が平成23年9月12日付けで提起した審査請求について、次のとおり
裁決する。

主 文

処分庁が平成23年8月16日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条返還金決定処分を取り消す。
医療機関の治療内容の調査についてはこれを却下する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して、平成23年8月16日付けで行った法第63条返還金決定処分を不服として、その取消しを求めるものである。

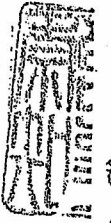
併せて、医療機関の治療内容について、行政担当部署からの調査を求めるものである。

2 審査請求の理由

請求人によると、処分庁が行った法第63条返還金決定処分で、交通事故による補償金から、通院費と入浴のため通っていた やわらぎの郷までの交通費（以下「そ

の他交通費」という。) 全額が控除されていないことが不服であるとして、審査を求めているものである。

また、交通事故で入院した医療機関の治療内容が不適切であるとして、調査を求めているものである。



第2 当庁の認定事実

請求人からの反論書の提出が無かったため、審査請求書及び処分庁の弁明書から次のように認定する。

- 1 請求人は平成22年5月2日(審査請求書では5月3日)に交通事故に遭い、処分庁は平成22年11月12日付けで法第63条適用通知を発行したこと。平成23年5月27日に請求人は処分庁に損保会社からの明細書を渡したが、その際に通院費とその他交通費は請求人が自己負担した説明を処分庁にしたこと。補償金の入金明細によると、通院費とその他交通費が分けられ、また請求人と加害者の間の過失割合が3対7であったこと。
- 2 処分庁は、法第63条を適用する際に控除として、通院費は請求人の過失相殺後の金額として7割に減額して控除し、その他交通費は控除しなかったこと。

第3 判 断

- 1 法第63条による返還金からの控除については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知 以下「局長通知」という。)第8-2-(4)に「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、(中略)のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。」と規定している。また「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知 以下「課長通知」という。)問8-40の「局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。」に対する答(1)に「被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費」と規定している。従って通院費は法第63条による返還金からの控除の対象であり、処分庁もこの点は認めているところである。
- 2 通院費が控除の対象であるのは判断1のとおりであるが、課長通知問8-40の「当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費」は被保護者の過失に関わらず、全額を対象とするものと判断する。以上により通院費については10割を控除して法第63条の返還額を認定すべきであり、法第63条の決定について不適切な処分であったと判断する。

3 次にその他交通費については、局長通知第8-2-(4)及び課長通知問8-40の答で規定している控除できる項目には該当しない。従って、控除する根拠がないので控除の対象ではないと判断する。

4 さらに、行政庁の処分に不服がある者は行政不服審査法（昭和37年9月15日法律第160号）により審査請求をすることができるが、請求人が求める医療機関の治療内容については、行政庁の処分に該当せず、審査請求の審査対象外であると判断する。

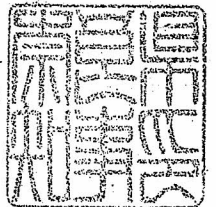
第4 結 論

以上のとおり、本件審査請求のうち、法第63条返還金決定処分については理由があることから、行政不服審査法第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

また、医療機関への治療内容の調査については、行政不服審査法の審査対象ではないため、行政不服審査法第40条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成24年1月6日

審査庁 奈良県知事 荒 井 正 吾



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）